令和６年度
第２回　高知市地域包括支援センター運営協議会　議事録

<table>
<tr><td>日時</td><td colspan="2">令和７年１月 10 日（金）　18:30～20:00</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出席者</td><td>協議会委員</td><td>藤井会長，大久保委員，有田委員，和田委員，千頭委員，池永委員，中本委員</td></tr>
<tr><td>基幹型地域
包括支援
センター</td><td>関田所長，宮川副所長，北村副所長，田部基幹包括担当係長，
間主幹ケアプラン統括担当係長事務取扱，三橋ケアプランセンター係長</td></tr>
<tr><td>欠席者</td><td colspan="2">森下委員，今宮委員</td></tr>
<tr><td>内容</td><td colspan="2">【協議事項】
⑴　地域包括支援センター職員配置の柔軟化について
【報告事項】
⑵　令和６年度の取組報告

（田部）
ご多用のところ参加いただきましてありがとうございます。私は議事に入りますまで司会を務めます基幹型地域包括支援センターの田部と言います。本日，今宮委員と森下委員につきましては欠席のご連絡をいただいております。千頭委員につきましては少し遅れるとのご連絡がありましたので，始めたいと思います。
本会議は情報開示の対象となっておりますので，発言の際には最初にお名前を名乗っていただきました後にご発言の方をお願いいたします。
それでは本日の資料の方の確認をさせていただきます。まず運営協議会と書かれた会次第のホッチキス止めの資料が１部，厚生労働省老健局長の通知文が１部，カラー刷りで地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置についての分が１部，認知症施策の方向性と本市での取組について別添１のホッチキス止めの資料が１部，別紙資料として認知症施策推進基本計画の方をつけさせていただいております。また，本日中本委員の方より認知症に関する資料の方をいくつか頂戴いたしておりますので，１つがオレンジカカフェとさのチラシ，もう一つがコールセンター，ぽーれぽーれの高知県支部版と全国版の方を頂戴いたしております。審議に入りました後に説明の方をしてくださるということですのでよろしくお願いいたします。皆様，手元の方にございますでしょうか。
開会にあたりまして，基幹型地域包括支援センター所長　関田よりご挨拶をさせていただきます。
（関田）
基幹型地域包括支援センター所長の関田です。本日はご多用のところ，また夜間にもかかわらず当会にご参加いただき，誠にありがとうございます。</td></tr>
</table>

	本市の地域包括支援センターにつきましては，現在のかたちに令和元年から２年と再編を行いまして，それから４年程度が経っておりまして，その間にも生活支援コーディネーターの配置でありますとかケアマネジャーの配置を行って一定の体制強化に努めてきたところではございますけれども，高齢者を取り巻く環境も変化しておりまして，独居の高齢者の増加でありますとか権利擁護に関する問題，虐待などの問題も増加しているといった状況もございます。また，本市だけではございませんけれども，少子高齢化の進行により今後ますます高齢者を取り巻く環境は厳しくなっていく可能性がある状況のなか，私ども地域包括支援センターの役割も多岐に渡り，今後非常に重要なものとなってくるのではないかというふうに考えております。 当センターの運営にあたりまして，この委員会の方で報告させていただきながら皆様のご意見もいただきながら運営をしていくこととしておりますので，また今後ともご協力いただきたいと思いますし，本日もご忌憚のない意見をいただけたらと思いますので，よろしくお願いいたします。 また，委員の皆様におかれましては任期の方がこの３月末までとなっておりまして，会の終了時に事務局からご案内させていただきますけれども，新たな方や退任についてのご案内をさせていただきますのでご協力お願いいたします。本日の会は終わってないですけれども，この２年間の任期の間，センターの運営にあたりまして，様々なご協力をいただきまして誠にありがとうございました。また今後ともご協力いただきますようよろしくお願いいたします。 長くなりましたけれども挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。 （田部） それではこれより審議に入ります，藤井会長よろしくお願いいたします。 （藤井） はい。さっそく会に入らせていただきます。 まず，協議事項が１つあります。（１）地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化についてということについて説明をよろしくお願いします。 （関田） 基幹型地域包支援センター所長の関田です。私の方から説明させていただきます。 協議事項（１）について会次第にも書かさせていただいておりますけれども，地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化についてということで制度改正がございましたので，こちらの方の説明と本市の判断と方向性のご説明させていただいた後に委員の皆様からご意見賜りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。 まず次第の方の４ページ，５ページを開けていただければと思います。また資料としまして厚生労働省の老健局の通知の分とカラーの地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置についてを使用させていただきますのでよろしくお願いいたします。 まず先に厚生労働省の老健局の通知の方から見ていただけたらと思います。題の方長くなっておりますけれども，介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一

	部を改正する省令という省令が交付されておりまして，その中ほどに第１　改正省令の趣旨というのがございます。その（１）に地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化という項目がございまして，そこに書いておりますけれども介護保険制度の見直しに関する意見というのが出されておりまして，その中にセンターの職員配置については，人員確保が困難となっている現状を踏まえ、３職種の配置は原則としつつもセンターによる支援の質が担保されるように留意した上で，複数拠点で合算して３職種を配置することなど，柔軟な職員配置を進めることが適当であるといった意見が出されたということが書かれております。裏面に移っていただきまして，上の方に第２　改正省令の内容と書かれておりますけれども，先ほどありました意見を踏まえまして，厚生労働省の方で省令が改正されまして（１）に書かれている内容が改正されているというかたちになっております。その（１）センターにおける職員配置の柔軟化というところにつきましてですが，・の１つ目，現行の当該職員の員数について，第一号被保険者の数に応じて，又はセンターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は，常勤換算方法によることを可能とするという形の改正がなされています。こちらにつきましては，現在地域包括支援センターにつきましては，配置職員は常勤ということで配置いただいておりますけれども，今回の改正に伴って常勤換算による配置ができるようになりまして，例えばパートの方や時間の短い方が１名ではなくて２名３名とかそういった形で１名分の配置を編み出すことができるという形にされておりまして，先ほども言いましたとおり，現在の現状ですと１名常勤ということがやらなくてはいけませんけれども，パートの方３名で例えば１名の方が８時間勤務であればその８時間を３名で賄うといった配置が可能という形に改正をされております。 　また・の２つ目ですけれども，上記にかかわらず，センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には，複数のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した数について，おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとにセンターに配置すべき３職種の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより，当該一のセンターがそれぞれ３職種の配置基準を満たすものとするといった改正が行われております。こちらについてちょっとわかりにくいところがございますので，カラーの絵の横の資料を見ていただけたらと思います。こちらの方の資料の中ほどのところに図がございますけれども，向かって左側に 6,000 人 a 圏域，6,000 人 b 圏域，6,000 人 c 圏域というところで A 市についてこの３圏域についての状況が記載されているというところがございます。こちらの方の現状は１圏域高齢者人口 6,000 人に対して１センターの配置で，各センターに保健師，社会福祉士，主任介護支援専門員を配置するといったところでして，基本的にはこういった配置で本市においても人員配置をしているところでございます。こちらについて，今回の改正によって右側ですけれども同じ A 市でありますが，a 圏域，b 圏域，c 圏域合わせて高齢者人口 18,000 人としてカウントした上で，左の図で言いますと b 圏域のところにつきましては，本来３名の配置が必要なところ書いてありますとおり２名ということで，人員確保が難しい場合でも２職種は配置と恰好で書かれておりまして保健師，社会福祉士，主任介護支援専門員の３名の配置は無理ですけれども，保健師と社会福祉士とか社会福祉士と主任介護支援専門員のかたちでの２職種配置はする必要があるけれども１名不足す

	るということは構わないというかたちになっております。 　また，向かって右側のｃ圏域にあたる部分で、こちらにつきましては記載されておりますけれども，権利擁護など地域の課題に応じて特定の職種を手厚く配置ということで本来であれば保健師，社会福祉士，主任介護支援専門員が１人ずつの配置が必要ですけれども３名の配置でありますが，例えば保健師１名と社会福祉士２名といったかたちでの配置が可能というかたちになっております。仮にａ圏域にあたる部分につきましては増員による後方支援機能の強化ということで書かれておりまして，本来であれば３名の配置で構わないところにプラス１名動員して４名の配置ということにより，人員が不足する分であるとか職種が不足するセンターの後方支援を行うといったかたちになっております。そうすると真ん中のところにありますけれども，合計 18,000 人で保健師や社会福祉士，主任介護支援専門員がこの３圏域の中でも９名確保されているところですけれども，各センターの配置としましては，２名のところもあれば職種に偏りがあることも構わないといった法改正が行われているといったようなところでございます。ただし，この３圏域で３職種計９名を充たす必要が出てくるということでありまして，減っているもしくは職種が偏っているものについては別のセンターでカバーする必要があるといった状況になっております。今回の省令改正でこういったかたちで地方支援性による柔軟な職員配置ができるというかたちで改正されておりまして，本市についてもこの改正にどう対応するかということの検討が必要でございますし，先ほど改正条文のところ読ましていただきましたけれども，地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合はというかたちにされておりますので，皆様にご意見を賜って私ども対応していくというかたちになっております。 　資料の方ですけれども運営協議会の冊子の方に戻っていただきまして４ページ，５ページのところを見ていただけたらと思います。 　こういった改正が行われまして，本市でもどのように対応していくかということの検討をしておりまして，それにあたっては現在地域包括支援センターを受託いただいております各法人様の方にお問い合わせさせていただきまして，基準緩和内容の説明とそれに対するご意見をお伺いしております。そちらの内容について，少し報告させていただきますけれども，４ページの（エ）ヒアリングの結果の主な意見というところをみていただけたらと思います。先ほど言いましたとおり，今回の改正で常勤換算による人員配置が可能となったことや複数圏域で人員配置ができるようになったことについて実際センターを運営されている，センターに従事いただいている方についてどのようなメリットがあるかということについてお伺いしております。 　まず，（エ）の①常勤換算による人員配置についてですけれども，常勤換算方式による人員配置を行うことによるメリットはあまり感じられないといったご意見をいただいております。また，・の２つ目としまして，センターの業務内容を考えると，常勤で配置が必要ではないかと，例えば午前，午後であるとか曜日によって人が変わるという形になっていくと住民サービスとして十分なものにはならないのではないかといったご意見をいただいております。また，・の３つ目としまして，パートだから雇用しやすいという状況ではない。正職でもパートでも雇用が厳しい状況がありますので，複数名雇用しなくてはならないとなると必要

	な人員確保が難しくなる可能性があるということでありますとか，対応に関する情報共有が十分にできない場合があるのではないかというふうなご意見をいただいております。ただ，産休，育休の対応でありますとか何らかの理由による急な人員不足の場合などで，兼務やパートによる常勤換算を行っての人員配置ができれば一定対応できることもあるかもしれないので，恒常的というわけではないですけど緊急対応的にそういった対応ができると運営に一定有効な部分もあるのではないかというふうなご意見をいただいているところです。 　また，②複数圏域での人員配置につきましても意見いただいておりまして，他法人運営のセンターで活動することにより，一定学ぶことはあるかもしれないというところのご意見はいただいておりますけれども，やはり本市の地域包括支援センターの配置上，各センターの受託法人様は別の法人様になっておりますので，法人様が異なることにより雇用契約の問題，職員管理などに問題が発生するのではないかと，不安があるといったご意見でありますとか，人員が不足するセンターの支援というかたちになりますと，結局後方支援というかたちではなくて当該センターの職員として活動しなくては，そこの地域のセンターの業務は賄えないのではないかというふうなご意見ですとか，あとは支援先で事故にあったり，トラブルになった場合の対応などに苦慮する可能性があるのではないかというようなご意見もいただいております。また，５ページの上の方に続きを記載せていただいておりますけれども，やはり地域に関係しつつ進めていく業務なので，圏域が３圏域まとまるという形になってしまうと対応が難しくなるのではないかとのご意見でありますとか，もともと現在の体制にする前は東西南北の４圏域で運営しておりまして，そのエリアでの地域活動ですとか支援が難しいという部分が一定ありながら現状の体制になっておりますので，再度まとめるような取り組みになると特徴に合わせた活動が難しくなるのではないかといったご意見をいただいております。 　こういったご意見を踏まえまして，（カ）のところになりますけれども基準緩和に関する対応方針というところですけれども，本市としましてはそこに書かせていただくような対応を考えておりまして，①の常勤換算による人員配置につきましては，基本的には現行の常勤による配置ということを基本としまして，ご意見いただいているような急な欠員などによって臨時的な対応として地域住民支援に支障がないと判断される場合において常勤換算での配置を認めるというかたちで運用していきたいというふうに考えております。 　また，②の複数圏域での人員配置につきましては，ご意見にもありました本市のセンター開設の経過でありますとか，地域住民さんの状況でありますとか本人様のご意見にもよりますので基本的には行わないというところで本市としてはやっていきたいと考えております。 　こちらの２点につきまして，常勤換算は基本的には行わないけれども，それにより支障がない場合であったり，臨時的な場合のみ行うというかたちで運営したいと考えておりまして，今後は現状の体制であったり仕組みを維持していくというところで進めたいと考えておりますので，ご判断，ご審議いただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。 　私の方からは以上になります。 （藤井） 　ありがとうございました。

	今の案についてのご意見何かございませんでしょうか。厚生労働省の案がまさに絵に書いた餅というか，どこまで具体的な運用を立ち上げてやっていたのかがちょっとよくわからないっていう印象がありますが。高知市としては見送るというところで，臨時的な運用のみを選択するということですが。どうでしょうか，何かご意見ございませんでしょうか。皆さん同じ意見ということでよろしいでしょうか。そしたらそれで続けてください。 次の報告事項に移りたいと思います。令和６年度の取組報告をお願いします。 （関田） 引き続き，基幹型地域包括支援センターの関田です。 私の方からお手元の資料の認知症施策の方向性と本市での取組というカラー刷りの資料と別紙１の認知症施策推進基本計画，こちらの冊子の少しご説明をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。 令和６年度の取組の報告ということになりますけれども，認知症に関する施策についてご報告させていただきたいと考えております。カラー刷りのパワーポイント資料の右下に番号ふれさせていただいておりますけれども，２番のスライドを見ていただきたいと思いますけれども，国の方向性としましてというところで書かしていただいておりますが，皆様ご存じとは思いますけれども，地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法という法律が令和６年１月１日に施行されておりまして，そこにも書いておりますけれども目的として認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう，認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としておりまして，共生する活力ある社会の実現を推進するというかたちで法が制定されております。これを踏まえて，スライド３左に参考と書いておりますけれども，概要の方を記載させておりますけれども，目的は先ほど言ったようなところでして，基本理念としましては字が若干小さいですけれども，①から⑦まで書かれておりまして，認知症の人が基本的人権を享有する個人として，自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるでありますとか，国民が共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるといったような７項目があげられております。また，３にありますけれども国・地方公共団体の責務等というところがありまして，国・地方公共団体は基本理念に則り，施策を実施する責務を有するということになっています。また，その下の４のところに書かれておりますけれども，認知症施策推進基本計画というものがございまして，政府はこの計画を策定するということがありまして，先ほど別紙１で紹介させていただきました認知症施策推進基本計画は令和６年 12 月３日に閣議決定されたというかたちになっております。少しここで別紙１の計画の方を見ていただきたいですけれども，めくっていただいて２ページのところを見ていただけたらと思いますが，この計画は先ほども言いましたとおり認知症基本法に基づいて政府が策定されたものでありますけれども，２ページの上から少しのところに書かれておりますけれども，かっこ書きで新しい認知症観に立つということが書かれております。ここで示された新しい認知症観とはというところで記載されておりまして，認知症になったら何もできなくなるのではなく，認知症になってからも，一人一人が個人としてできること，やりたいことがあり，住み慣れた地域で仲間等とつながりながら，希望を持って自分らしく暮らし

	続けることができるという考え方というのが出てきておりまして，今後はこの新しい認知症観に立ちながら認知症の人が自らの意思によって，多様な主体とともに，日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会を創り上げていく必要があるということで計画が策定されております。この新しい認知症観につきましては，この計画の中に記載等がありますので確認いただけたらと思いますけれども，本市におきましても，この計画に基づいて本市の計画を策定しているところになっております。その新しい認知症観や認知症施策推進基本計画につきましては，カラーのスライドに戻りまして，右下に５と書いてあるところから記載させていただいておりますけれども，この計画の重点目標につきましては，新しい認知症観の理解でありますとか認知症の方の意思の尊重，認知症の方，家族等の地域での安心な暮らし，新たな知見，技術の活用といったところが重点目標として出されております。その下に参考としまして概要を記載させていただいておりますけれども，詳しくは先ほど見ていただいた基本計画の方を参照いただけたらと思いますが，こちらの方に基づいて国が様々な施策を作っているといったことが記載されています。スライド７とかスライド８につきましても策定内容を記載されているといったところでございます。 　続きまして，スライド９を見ていただきたいですけれども，第９期高知市高齢者保健福祉計画におきましても認知症に関する施策を記載させていただいておりまして，市町村は認知症基本法及び国の認知症施策推進基本計画に基づいて市町村ごとに計画を策定するということが努力義務という形にされております。本市におきましては，高知市の高齢者保健福祉計画に内包する形で策定しておりまして，高齢者福祉計画の中の２　安心して暮らし続けられるという項目がございまして，そちらの方で認知症に関する支援といったまとめを行っているというところでございます。スライド９にございますけれども，２－２　認知症になっても安心して暮らし続けられる支援というのが，この高知市の高齢者保健福祉計画の中の項目になっておりまして，その中に・が４つありますけれども，認知症に対する理解促進でありますとか認知症の人と家族の支援，認知症の人を支えるネットワークの拡充や若年性認知症の人への支援といった項目で計画を策定しているというところでございます。 　続きまして，スライド次のところ見ていただきたいですけれども，本市の認知症支援体制のイメージをそちらに記載させていただいております。真ん中の左側の方にご本人さんがいらっしゃいまして，気づいて診断。病状進行につきましてはサービスや医療などを受けながら生活を送っていくといった状況がございます。それについて，早期の段階から認知症初期集中支援チーム，本市においても各地域包括支援センターの方に配置しておりますけれども，チームによる支援でありますとか病院との連携により支援などを行っているといったところを記載させていただいております。また，そこにありますとおり，介護と医療が連携しながらの支援も重要であると考えておりますので，そういった体制構築であるとか伴う支援を進めていきたいと考えております。また，介護，医療を取り巻く形で地域ネットワークということで記載させていただいておりまして，右上の方に認知症カフェでありますとか本人ミーティング，ミーティングセンター，こういった集いの場の設置でありますとか右下の方にありますけれども，認知症ヘルプカードこういったものの配布でありますとか，左上の方には認知症になっても安心して外出できる街を考える会ということで支援に関して検討す

	る会などを開催しておりますし，住民の方に対する認知症に関する啓発としましては，認知症サポーターでありますとかキャラバンメイトによる認知症サポーター養成講座の開催などを記載させていただいております。また，左下の方にはSOSネットワークというところで現在まだ案という形になっておりますけれども，認知症の人が行方不明になった際に警察だけでなく，認知症サポーターや企業，関係機関等が協力して，行方不明者を発見・保護することができる体制の構築を今後進めていきたいというふうに考えております。また，その図の左にあります意思決定支援ということで，健康な時点で将来のことを家族等と共有する意思決定の普及啓発に努めていきたいと考えておりまして，こういったような支援でありますとか，体制構築を経て認知症の方が安心して暮らし続けられるよう，高知市において生活できるよう支援していきたいというふうに考えております。 　また１枚めくっていただいて，スライド11ですけれども，・の施策の詳細について説明させていただきたいと思います。 　スライド12のところですけれども，認知症に対する理解促進というところで，認知症サポーター養成講座の実績について掲載させていただいております。新型コロナの影響がありまして令和２年３年４年あたりは少ない年もありますけれども，令和４年５年に５類に移行して以降，一定回数も活性化しておりまして，令和５年度につきましては1,716名，令和６年度も令和６年11月末までの段階になりますけれども，1,285名の方に養成講座を受講いただいているといった状況になっております。今年度引き続き開催しながら講座受講者数の方を増加させていきたいと考えておりますし，民間企業の方にも現在多く受講いただいておりますので，企業への浸透も図っていきたいというふうに考えております。 　また，スライド13を見ていただきたいですけれども，啓発ツールについてというところで，認知症に対して様々なお考えであったりとか感じていると思いますけれども，当事者からのメッセージというのが非常に受け取っていただきやすいところがございまして，写真のところにありますけれども，昨年度民生委員児童委員協議会のところで当事者のメッセージ動画を見ていただいたところ，ご理解が一定進んだのではないかと考えておりますので，現在メッセージ動画などを使いながら理解促進に努めておりますし，山中さんの写真を載せさせていただいておりますけれども，山中さんにもご協力いただける際はそういった場にお越しいただいてご発言いただく時間を設けるという形で進めております。 　また次のスライド14のところですけれども，認知症サポーターステップアップ研修というのを開催しておりまして，コロナ禍で開催を休止しておりましたけれども，今年度各包括圏域単位でモデル的に実施をしております。 　続きまして、スライド16の方に移っていただきたいですけれども，認知症の人と家族の支援というところで，認知症の人と家族の一体的支援事業，ミーティングセンターKOCHIの活動というところで掲載させていただいておりますが，令和５年10月よりスタートしまして，現在10組から15組程度が参加いただいているというところでございます。本人と家族と一緒に，叶えたいこと，やりたいことを話し合いながら取り組んでいるというところで，回数を重ねるごとに当事者やご家族の表情が明るくなり，たくさんのことにチャレンジしているといった状況にございます。現在ミーティングセンターにつきましては，１か所という

	ことになっておりますので，今後開催箇所等を増加させていきたいと考えておりますし，多くの方にご参加いただけるように努めていきたいというところで次年度以降も取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。 続きまして，スライド 18 のところですけれども，認知症の人を支えるネットワークの拡充というところで，先ほど本市の体制のところでも少し紹介させていただきましたけれども，認知症になっても安心して外出できる街づくりの会というのを開催しておりまして，令和５年６月から令和５年度につきましては３回開催しております。主な協議内容につきましては，そちらの方に記載させていただいておりますのでご一読いただけたらと思いますが，この中で第３回目のところの①認知症になっても安心して外出できる見守り SOS ネットワークづくりの構築というところで，ICT 等活用した見守りの仕組みづくりというのを進めていきたいというふうに考えております。こちらにつきましては，現在も実施できておりませんけれども，民間のアプリを使った支援体制というのを構築していきたいと考えておりまして，少し遅れておりますけれども令和７年度以降で仕組みを作っていきたいというふうに検討しているところでございます。 ページをめくっていただいて，19 のスライドのところですけれども，高知市チームオレンジ形成のための取組を記載させていただいておりまして，理解者，支援者を増やすことでありますとか地域のチームオレンジの構築，また認知症カフェ，ミーティングセンターとの連携などについて記載しております。本人を取り巻く支援というところは一定地域ごとに構築していく必要があると思いますけれども，先ほど言いました行方不明になった際の捜索体制などにつきましては，全市的な検討が必要と考えておりますので，そういったものを連動させながらチームオレンジを形成していけたらというふうに考えております。 また次のスライド 20 の方は，いきいき百歳体操会場でも地域のチームオレンジということで高知市版チームオレンジの形成につきまして記載をさせていただいております。写真に出ていただいている方はそちらにも記載させていただいておりますけれども，いきいき百歳体操の会場で役をもって活動いただいている方が認知症になって退任するという話があった時に，認知症になってもできることをやっていただく，役割も持つということで一緒にやっていこうとお話いただきまして，現在も体操の方で活動いただいているというような事情がございます。そういったことにつきまして，この方が活動もしておりまして，やはり人と交流することが必要ということで，認知症になっても役割をもって周りはそれを見守って地域で暮らしていけるように支えあうことが大事だと思うといったご意見をいただいているところでございますし，実際先ほど言ったような形で地域の中で活動いただいているといったところをお聞きしているところでございます。スライド 21 につきましては，先ほど言いました SOS ネットワークづくりの構築というところで，こういった支援体制を構築していきたいというふうに考えているところでございます。ICT を使った体制というところで考えておりまして，住民の皆様でありますとか企業様，認知症サポーター養成講座を受講された方などにご協力いただきながら体制構築を進めていきたいと考えておりますが，先ほど申しましたとおり，少し遅れておりまして令和７年度以降の構築になる予定という格好になっております。続きまして，スライド右下 22 のところですけれども，新しい認知症観を浸透して

	いくための取組としまして，先ほどは会の名前が認知症になっても安心して外出できる街づくりでしたけれども，この会につきましては認知症になっても安心して暮らし続けられる街づくりを考える会という会にしておりまして，そこに書いておりますけれども，認知症の人や家族等の意見を施策に反映させていくというところでお集まりいただいてご意見いただく会を開催しているといったようなところでございます。また，認知症の本人発信支援のための事業としまして，市民等への啓発活動でありますとか認知症の人や家族の視点に立った啓発ツールの作成，意見を丁寧に聞く場の設置，認知症カフェ，ミーティングセンターの普及促進を図っていくところにしております。内容につきましては，23，24 のスライドに記載させていただいておりますけれども，12 月２日に第１回の会を開催させていただいておりまして，参加者としましては認知症当事者の方とか家族の会の方，専門医の方でありますとか民生委員さんにご参加いただいてご意見をいただいているところでございます。24 のところにも協議内容まとめさせていただいておりますけれども，認知症当事者，家族の意見を丁寧に聞き，施策へ反映させることが大事であるということでありますとか，新しい認知症観の浸透のためには，予防的な観点より診断後の不安を軽減するような情報発信や取組をしていく必要があるといったことでありますとか，認知症に対して否定，混乱期にある方に対して，ピアサポートのような支援体制も必要ではないかと，当事者だからこそ共感できるようなこともあるといったようなご意見もいただいております。こういったことを踏まえまして，私どもとしましても施策に反映させながら，また可能な部分については認知症の事業等で実施しながら，認知症の方の支援や新しい認知症観の浸透を図っていきたいというふうに考えているところでございます。なお，この街づくりを考える会につきましては，今年度中に４回開催を予定しておりまして，その中で先ほど言いました啓発ツールの開発などを行っていきたいと考えておりますので，出来上がった際には皆様にもご紹介させていただきながら活用いただけたらというふうにも考えておりますのでよろしくお願いいたします。 今回は認知症に関する部分に少し特化してご紹介させていただきましたけれども，センターとしましては今年度成年後見に関する計画の策定でありますとか，それに基づく支援でありますとか，生活支援コーディネーターによる地域ネットワーク活動の充実などを図っておりますが，今回は認知症に関するご報告をさせていただいたというところでございますので，取組内容についてご意見いただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。 私の方からは以上になります。 （藤井） はい。ありがとうございます。どなたかご意見，ご質問はございますでしょうか。 （大久保） 今説明した範囲の中では，認知症サポーターステップアップ研修というのは私関わったことがないのでこれって具体的にどんなことをしているのか，どんなプログラムでしているのかを教えていただきたいです。 （田部） 認知症サポーターステップアップ研修は，コロナ禍前までは事務局が健康増進課にございまして，健康増進課で開催していた研修の内容としましては，サポーター養成講座を修了し

	た方で，さらにもう少し学びたいとか認知症の方の支援に参画していきたいというご希望のある方を集めまして，介護事業所などで実習も踏まえて研修を行っておりました。ですけれども，コロナ禍におきまして介護事業所での実習が困難となりまして，この２年３年ぐらいはずっと休止をしておりました。今年度モデル的に鴨田地域包括支援センターの方がステップアップ研修希望者の住民が多かったということもありまして，認知症サポーター養成講座を修了した方に対して，もう少し認知症の方に寄り添えるような活動に発展していけるような取り組みということで，認知症サポーター養成講座の振り返りとともに認知症当事者の対応の仕方ですとか心を知っていくっていうような気持ちに寄り添えるような住民さんを作っていくということで，グループワークなんかも組み込みながら地域の中でどんな活動があって，そこでどんな役割があるかというお話はさせていただきました。グループワークの中で，認知症サポーター養成講座を受けてらっしゃる住民さんですけれども，やはり初めに認知症はなったらおしまいやというようなご意見もありましたけれども，最後，山中さんがステップアップ研修のためにメッセージ動画をさらに追加でくださって，そのご意見とかを聞きながら皆さんの方が，こんなに前向きに頑張ってらっしゃる当事者の方もいるのであれば，自分たちも少し前向きな気持ちになれましたとか，認知症に対するイメージが変わりましたというところで，さらにグループワークで皆さんで意見交換したのがすごくよかったという意見がありましたので，プログラムの方は検討中というか模索しながら行っていますので，できる限りグループワークは必要かなという印象は受けましたので，皆さんで話し合いながら，あと，皆さんの中からは少し地域の認知症カフェですとか認知症の当事者の方を支援するような社会資源の紹介などもさせていただきましたので，こういった中から認知症カフェ行ってみたいなとか活動してみたいなというお声もありましたので，生活支援コーディネーターの方がそういったところへの活動へとマッチングをしていくように，方向性をしていく段階となっております。 （大久保） 今お話を聞いてよく分かりましたけれども，チームオレンジを形成していくうえで，やはり認知症サポーター養成講座だけではなかなかそこまでいかないだろうと思うので，このステップアップ研修が今のお話だとなかなか有意義なものかなと思いますので，どんどん広げていっていただければなと思いました。 認知症施策推進基本計画のことで質問してもいいでしょうか。アウトプット，アウトカム指標，重点目標に対して決められている，これは国が決めていると思いますが，この中で重点目標１の新しい認知症観を理解していることのアウトカム指標の中に，国民における新しい認知症観の理解とそれに基づく振る舞いの状況というのがありますけれども，これってどうやって評価するのですか。他のアウトカム指標はアンケート形式だろうなとは思いますけれども。 （関田） こちらの計画につきましては，申し訳ないです国の計画になっておりまして，アウトプットやアウトカム指標について記載されておりますけれども，実際これをどのように検証していくかとか，場合によってはマーケットだったりとか何らかの形でしていくのかということ

	については，まだ情報が出てはございませんので，また今後国の方から示された部分があったりとか，市町村に照会などがかかる可能性もありますので，そのように把握していくのではないか想像しているところでございます。申し訳ないですが以上です。 （大久保） 　ありがとうございます。 　それと重点目標の認知症の人，家族が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができるという重点目標に対するアウトプット指標のバリアフリー宣言を行っている事業者の数というのがありますけど，これはちょっと調べてみたら高知県では損害保険会社，生命保険会社ぐらいしか運営しているところがなくて，全国でみても少ない，40 社くらいしかないということでまだまだ少ないわけですけれども，現実一番大切なのは心のバリアフリーということが一番大事で，それが新しい認知症観ということですけれども，実際のバリアフリーもやっぱり必要で，それは地域の生活に根差したところでスーパーであるとか銀行であるとか交通機関であるとかそういうところでバリアフリー化していかないと生活がなかなかうまくいかないわけなので，高知県でまだまだ企業のバリアフリー宣言ができていないというところは，また行政の方からも把握をして支援いただけたらなと思います。 （田部） 　今も認知症サポーター養成講座が企業さんの方がすごく増えておりまして，そういったところでこういったバリアフリー宣言なんかのことも踏まえ，うちの方の施策の方も考えていきたいと思っております。また，よどやドラックさんの方が認知症になっても安心して暮らし続けられる会議の中で山中　忍さんの息子さんである蓮さんがよどやドラックやドラックストアは少し色味が多くて認知症の方には買い物がしづらいというご意見をいただいて，その後にちょうどタイミング良く，よどやドラックさんの認知症サポーター養成講座がありまして，今現実に認知症の方が買い物しやすい環境っていうのを高須の本店からですけれども試行的にやっていく予定で，今月山中忍さんが店舗の方に行ってアドバイスをするような，そういった協議の場も設けるようにしていきますので，そういったのを広げていきたいというふうに思っております。 （関田） 　計画の資料 10 ページのところにバリアフリーに関するところの記載などがありまして，企業にとってもビジネスチャンスになり得ることでありますとか従業員の介護離職防止に役立つということの理解促進などについてもいずれにしても後についてくるというところございますので，令和７年４月からは企業により従業員の介護離職防止に向けた取り組みというのを一定義務化されるような部分も出てきておりますので，そういったことも兼ね合いをとりながら企業様にも喜んでいただけるような啓発，情報提供などを行っていきたいというふうに考えておりますので，その際はご意見なども賜ればと思いますので，よろしくお願いいたします。 （藤井） 　その他，何かございませんでしょうか。 （和田）

	日頃は地域包括支援センターさんには大変お世話になっております。この場を借りてお礼を申し上げます。 先ほどから認知症施策を中心にお話いただいたんですけれども，私の方は生活支援コーディネーターさんが実際現場でどんなふうに活躍されているのかっていうところを教えていただきたいなと思うんですけれども，よろしいでしょうか。 （関田） 現在も各地域包括支援センターにつきましては，センターに配置いただいておりまして，各担当エリアで生活の支援などに携わっていただいているというところでございます。いきいき百歳体操の推進でありますとか地域活動への参加などを現在していただいているところでございまして，今後地域などの連携を深めたり関係機関との連携を深めながら取り組みの活性化でありましたり，現在基準緩和事業を活用するようにしておりますけれども，そういったのを活用しながら新たな社会資源の開発であったりとか現状の活動の活性化などに進めていただけたらというふうに考えているところでございます。 （藤井） その他，何かございませんでしょうか。 （中本） 基本推進計画の方の冊子の９ページにあります単身，独居とか身寄りのない人に関してのことですが，この資料の中にもありますように，昨年高齢者等終身サポート事業についてのガイドラインが出てきて高知県ももともと特に高知市も身寄りがなくてお一人住まいで孤立化している人であったりとか，認知症があったり老年期の精神疾患的な人がいたりとかで地域の方もなかなか関わりづらいとかって結構いらっしゃったりとかすると思いますが，事業所がこれから高知市の方で例えば社会資源として増えていくのかどうかとか，もしくは既存の事業所があるどうかとかもしご存じでしたら教えていただければと思います。高知県内ではなかなかまだ増えていないとお話は伺ってるんですけど，高知市はどうでしょう。 （関田） 市内で事業は確か無かったのではないかと思います。県下でも佐川の方とかでちょっと情報があるくらいで，サポート事業で検索をかけても事業所はヒットしないところがありましたので。県外ではNPO法人さんであったり事業所とかそういった事業をやられているということもあろうかと思うんですけれども，市内については現状まだない。まだ把握できていないところでございます。 （中本） こういう事業やってみたいですとかみたいな包括支援センターの方に問い合わせとか，そんなこともないですか。まだこれからでしょうかね。 （関田） センターにご相談があったりとか営業があったりといった情報は聞いてはないところですので，ガイドラインが出て一定終身サポート，課題があってガイドラインが出てきたところでございますが，今後も掲載するところであろうかと思いますけれども，今のところ事業所として展開されているというのは，いまいち報告としては入ってきていないところでござ

	います。 （中本） 　ありがとうございます。 （大久保） 　先ほどのご質問に関連してなんですけれども，先ほどのサポート事業は確か元々別の事業があってそれを名前変えてこうなっていると思うんですけれども。元々事業所は何もなかったということですかね。これ内容としては，身元保証と死後事務と日常生活支援が事業内容のはずですけど，元々これに関しての事業所はなかったということですか。 （関田） 　そういった権利擁護支援の部分につきましては，社協さんの方の日常生活支援の事業や成年後見制度を利用されての事業があるところがございますので，一定そういったものはありますけれども，この出ている終身サポート事業のガイドラインにつきましては，民間の事業所さんとかで認可といった仕組みもなくて，独自の契約の中で高齢者の方の生活支援を行うといったことが展開されておりまして，そういった中で様々なトラブルがあってということでガイドラインが確か制定されたという流れだと思いますので，日常でありますとか成年後見に関する仕組み，制度の運用は本市についても行っておりますけれども，先ほど言いましたような民間の事業所さんによるサポート事業については，本市の展開に関する情報はないというようなところでございます。 （和田） 　私も同じ項目での質問ですけれども，今後さらにこのニーズは高まってくると思うんですけれども，民間の力だけに頼るっていうのはなかなか足りないというか現場がすごく独居で本当に困る方がこれからさらに増えるんじゃないかなと思うんですが，行政としてなにかしら後押しをするとかそういったことは難しいでしょうか。 （関田） 　一定仕組みとしましては，先ほど言いましたように社会福祉協議会さんの方でやられているような日常の事業でありますとか，私どもの方や障害の方でもやっておりますけれども，成年後見制度による支援というところを行っておりますので，一定判断とかに難しい部分が出てきたら成年後見の中で補助であるとか保佐とか，成年後見でそういった段階などもございますので，それによる支援を展開していくというところが１つかなというふうに考えております。ただ，成年後見制度についても本市では推進計画を作っておりますけれども，国におきましては，成年後見制度自体の見直しが現在進められておりまして，法務省でありますとか厚生労働省とか金融庁も含みながら成年後見制度の利用の促進と利用しやすいように改正していくということが行われております。現状，成年後見に付きますと解除できないと言いますか除くことができない状況の仕組みになっておりますけれども，今回の見直しが行われれば必要な時に成年後見を利用することができるようになって，必要が無くなれば解除できるという形でありますとか，その利用に関する支援などについても一定充実させていくことが検討されておりますので，国としましてもそういった検討に基づいて制度改正を行われているというふうに考えておりますし，私どもにつきましてもその改正された内容に基づ

	いて，独居の方でありますとか認知症の方の支援などを展開していくようになるんじゃないかというふうに考えておりますが，現状見直し内容の中間報告が出されているような状況でして，方向性のようなものは出ておりますけれども，具体的にどういうふうに解決されているのかとかそういうところはまだしっかりと見えてないところですので，国の動向に注視しながら見直していきたいと考えているところであります。また，この見直しの中で社協さんが展開されている日常の方の強化ということも文言として出ておりますので，具体的にどんな形で強化されるかとかまでは確認できてないですけれども，成年後見制度でありますとか日常による支援などを充実させながら，行政とか一定公的な機関としては役割を果たしていきつつ，民間さんの方の事業というのは一定利点などもあると思いますので，ガイドライン等でしっかり整備される必要はあるかと思いますけれども，法人さんの参入があれば連携しながら対応していきたいというようなところで進めていけたらなというふうに考えているところでございます。 （藤井） 　よろしいでしょうか。その他何かございませんでしょうか。 （中本） 　先ほどからのお話のやりとりの中で，職種柄思っていることがあって，所謂セーフティネットですね。成年後見であったりとか日自であったりとかあんしんサポートとかいろんな事業があって，そこに民間のサポート事業者がこれから高知にも入ってくるかもしれません。ただ，どうしても費用のことであったり色んな側面で，色んな多様なニーズがある方が制度の狭間で落ちていくというセーフティネットに引っかからない方が出てくるのではないかということを過分に心配しておりまして，それを救っていけるような高知市とネットワークができればなと思っておりますので，今後ぜひまた色んな成年後見であったりとか見直しもある中で，高知市も色々事業を再度検討していく機会もあろうかと思うんですけど，しっかりとこぼれていく人がいないような，ひとり様が安心して高知市で最後までその人が居たい所過ごしたい所で最期を迎えられるような体制づくりができることに期待しておりますが１つでした。 　もう１つ。皆さんのお手元たくさん配らせてもらっております。今日の会議の冒頭で，田部さんの方から紹介させていただいた認知症家族の会の資料のことですが，今日この会参加するにあたって，認知症の事業に関しての色々高知市の方から話もあるということで，うちの団体のコールセンターの日頃相談を承っているメンバーから色々話を聞いてきて預かってきたものです。日頃，包括支援センターの皆様方とはいつもすごく良い感じで相談のキャッチボールをさせていただいて感謝しておりますとコールセンターの相談員たち皆が申しておりましたので，お伝えさせていただきます。 　いわゆる推進計画の方の流れに従って言いますと，認知症に対する理解促進に関しては，家族の会としましては，会報の普及ということで包括支援センターの方に毎月発送させていただいているかと思うんですけれども，ぜひ，多くの方々に会員になっていただけたらということもありますので。それと，ネットワークを作るという視点で言いますとオレンジカフェの事業ですとか，毎月１回女性センターソーレの方で色んな研修会をしています。研修会

	というより基本的にピア的な活動で当事者の方，家族さんに来ていただいて，悩みを持ち寄って話をするとかっていう活動をさせていただいていますが，その場にもできるだけ多くの方々にご参加いただき，職種も立場も問いませんので皆様方にご参加いただきながら交流しながら一つの小さいニーズから色んなことのネットワークづくりに繋げていければと考えております。オレンジカフェのことで言いますと，南街・北街・江ノ口地区の方ではいつもお世話になっているということですが，オレンジカフェとさのこちらの方のチラシがテーブルの皆様方には配られているかと思います。ちょうど１月 16 日にはクラリネット，サックスの演奏会があるそうでして，またぜひご参加いただければということと，２月 20 日にはお薬についての色々とお話があるということで記録されておりますので，こちらの方ももしよかったら皆様方にご参加いただければということを伝えておいてくださいということでした。それと，毎年１回家族の会主体で県と一緒に動いていますけれども，高知市の包括の方も一緒にご協力いただいておりますけれども，アルツハイマーデーに講演会をしておりますのでそれに関連するリーフレットとコールセンターのカードです。これもテーブルの皆さん方にはたくさん配らせていただいておりますので，色んな所でどんどん配布して広げていっていただけたらと思います。家族の会の方では以上のようなことを皆様方にお知らせをということでお時間頂戴しました。ありがとうございます。 （藤井） ありがとうございました。 そしたら，この報告事項はこれで取り敢えず一旦まとめさせていただいて，その他のところに入りますが，何かございますでしょうか。 特になければこれで，ちょっと時間早いですけど，終わりにさせていただきたいと思います。 （田部） 委員の皆様，ご活発な協議ありがとうございました。なお，冒頭で申しましたとおり，本日の本会議は公開対象となっておりますので，本日の協議内容を議事録にまとめさせていただきまして，皆様にまたご確認をいただきたいと思います。 最期に，事務連絡となりますが冒頭で関田の方からご挨拶にもありましたように，現在の委員の皆様の任期が令和７年３月末までとなっております。また，所属団体を通じましてご依頼の方をさせていただきます。引き続きの委員の皆様方もおいでると思いますが，よろしくお願いいたします。 次回の運営協議会につきましては，令和７年度の初旬頃を開催予定しております。またご多用のこととは存じますが，ご参加いただきますようよろしくお願いいたします。 以上をもちまして，少し早いですが令和６年度第２回高知市地域包括支援センター運営協議会の方を閉会いたします。委員の皆様ありがとうございました。